

保育料について

階層	階層区分	教育認定 (1号認定)	保育認定(2・3号認定)		
			満3歳以上	満3歳未満	
			平成30年3月31日時点の年齢		
1 A	生活保護世帯	0	0	0	
2 B2	Bまたは B1のうち母子世帯等	0	0	0	
3 B1	Bのうち 均等割り非課税世帯	3,000	5,400	8,200	
4 B	所得割非課税世帯	3,000	9,600	12,400	
5 C2	Cまたは C1のうち母子世帯等	3,000	6,000	8,300	
6 C1	市民税 所得割 課税額	48,599円以下	8,800	14,800	17,600
7 C		77,100円以下	10,100	19,600	22,200
8 D1		96,999円以下	14,600	24,400	27,000
9 D2		168,999円以下	18,200	30,200	33,600
10 D3		211,200円以下	20,500	36,800	40,000
11 D4		300,999円以下	22,600	37,800	44,000
12 D5		396,999円以下	23,200	38,800	48,000
13 D6		397,000円以下	24,000	40,000	62,400



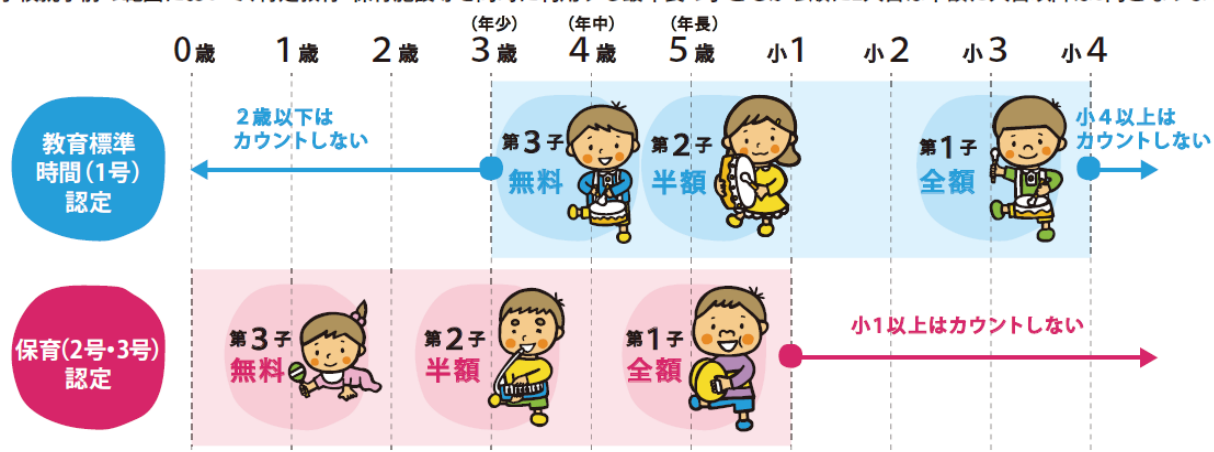
POINT 同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、利用者負担の軽減措置があります。

教育標準時間(1号)認定

小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。

保育(2号・3号)認定

小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。



- ※1 B1階層の方、C2階層の方及び1号認定のB階層の方は2子目以降が無料となります。
- ※2 2、3号の保育料は、平成30年3月31日時点での満年齢での適用のため、年度途中で満3歳になられた場合でも、保育料は変わりません。
- ※3 1号認定の給食費は含みません。